

項 目	「防犯警報器」の型式区分の取扱について
1 内容	<p>当社の「防犯警報器」には、警報装置を同梱するものと同梱しないものがあります。警報装置を同梱しないものについては、設置現場において別途警報装置が調達されて設置工事が行われます。</p> <p>この場合における「型式の区分」の要素「警報」の区分をご教示願いたい。</p>
2 回答	<p>「防犯警報器」において、警報のための出力端子を有し、警報装置を同梱しない場合の要素「警報」の区分は、「(3) その他のもの」として取り扱います。</p>